

知多市告示第 39 号

知多市審理員の指名等に関する要綱（平成 28 年知多市告示第 14 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前																
別表（第2条関係） 審理員候補者名簿	別表（第2条関係） 審理員候補者名簿																
<table><tr><th>処分等の分類</th><th>審理員候補者</th></tr><tr><td>総務部の行う処分全般</td><td>財政課長の職にある者 <u>施設マネジメント課長の職にある者</u> 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者</td></tr><tr><td>企画部の行う処分全般</td><td><u>企画政策課長の職にある者</u> <u>デジタル推進課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u></td></tr><tr><td>福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで</td><td>(略)</td></tr></table>	処分等の分類	審理員候補者	総務部の行う処分全般	財政課長の職にある者 <u>施設マネジメント課長の職にある者</u> 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者	企画部の行う処分全般	<u>企画政策課長の職にある者</u> <u>デジタル推進課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u>	福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで	(略)	<table><tr><th>処分等の分類</th><th>審理員候補者</th></tr><tr><td>総務部の行う処分全般</td><td>財政課長の職にある者 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u></td></tr><tr><td>企画部の行う処分全般</td><td><u>企画情報課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者</td></tr><tr><td>福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで</td><td>(略)</td></tr></table>	処分等の分類	審理員候補者	総務部の行う処分全般	財政課長の職にある者 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u>	企画部の行う処分全般	<u>企画情報課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者	福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで	(略)
処分等の分類	審理員候補者																
総務部の行う処分全般	財政課長の職にある者 <u>施設マネジメント課長の職にある者</u> 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者																
企画部の行う処分全般	<u>企画政策課長の職にある者</u> <u>デジタル推進課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u>																
福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで	(略)																
処分等の分類	審理員候補者																
総務部の行う処分全般	財政課長の職にある者 税務課長の職にある者 収納課長の職にある者 防災危機管理課長の職にある者 <u>市民窓口課長の職にある者</u>																
企画部の行う処分全般	<u>企画情報課長の職にある者</u> 秘書広報課長の職にある者 職員課長の職にある者 市民協働課長の職にある者																
福祉子ども部の行う処分 全般から教育部の行う処 分まで	(略)																